

宮学管第54号
令和3年4月12日

各宇都宮市立小・中学校長 様

宇都宮市教育委員会事務局
学校管理課長
スポーツ振興課長

学校施設開放の取り扱いについて（依頼）

今般の新型コロナウイルス感染症への対応に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

国内においては、減少傾向にあった感染者数が4度目の増加に転じており、その後の国内の感染状況を踏まえ、「**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置**」が適用され、さらには12日から**重点措置の実施区域が拡大**されることとなりました。

これに伴い、栃木県の新たな対応方針も示されましたことから、本市といたしましても、国・県との統一的対応を図ることを基本とし、**学校施設の開放につきましては、基本的な感染防止対策の徹底や1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及びまん延防止等重点措置区域（※）の在住者の使用自粛**を呼びかけることといたしました。

つきましては、各利用団体への周知とともに、引き続き、学校における新型コロナウイルス感染防止に万全を期すよう御配慮願います。

※ まん延防止等重点措置区域：宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県

記

1 感染防止対策の徹底

これまで同様、利用者団体に対して以下の事項を周知し、徹底すること。

- (1) 他の利用者と一定の距離をおくとともに、頻繁に換気（最低2方向）を行うなど、三密（密接、密集、密閉）の回避
- (2) こまめな手洗いや消毒、咳エチケットなど衛生対策の徹底
- (3) 発熱や咳などの症状のある方の利用自粛
- (4) **1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）及びまん延防止等重点措置区域の在住者の使用自粛呼びかけ（4月25日まで、ただし終期は予定）**

※ 国の重点措置区域の途中解除や追加等があった場合には、これに準じる。

2 感染者発生時の対応に向けた留意事項

利用者等から感染者が確認された際の対応のため、利用者団体に対し、以下の事項を依頼すること。

- (1) 利用者名簿（付添者等も含む）を作成すること
- (2) 施設利用日毎に利用者（付添者等も含む）を把握し、名簿に記録すること
- (3) 利用者から感染者が確認された場合には、必要に応じて速やかに学校へ出欠簿（名簿）の提出などの協力を依頼すること
- (4) 利用者団体内で、新型コロナウイルス感染症の陽性反応者が出た場合には、学校へ報告するよう会員に周知すること

※ 出欠簿（名簿）に記載する内容

利用者の氏名、住所、電話番号、施設利用日の出欠状況
（上記内容を含む任意様式で可）

宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 施設維持グループ 632-2710, 2713	（夜間屋外のみ） スポーツ振興課 市民スポーツグループ 632-2737
--	--